写

元文科高５１８号
令和元年９月２７日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県私立学校主管部長
殿

文部科学省高等教育局私学部長
白　間　竜　一　郎
(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）

本年５月24日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）」に伴い、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第97号）」が令和元年９月11日に公布され、令和２年４月１日から施行されることとなりました。

また、「私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第15号）」が令和元年９月17日に公布され、一部の規定は令和元年12月14日から、それ以外の規定は令和２年４月１日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

都道府県知事におかれては、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第４項の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

第一　学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第97号）

1．私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）の一部改正

（1）改正の概要

① 今回の私立学校法改正により新たに規定された特別の利益供与を禁止する学校法人の関係者は次のとおりとすること（第1条関係）。

ア 学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員

イ アの配偶者又は三親等内の親族

ウ ア、イの者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

エ イ、ウの者のほか、アの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

オ 学校法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

② その他所要の改正を行うこと。

2．施行期日

改正政令は、令和2年4月1日に施行するものとすること。

第二 私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第15号）

1．私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）の一部改正

（1）改正の概要

① 私立学校法施行令（以下「令」という。）第1条第5号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とすること（第1条の2第1項関係）。

② 令第1条第5号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とすること（第1条の2第2項関係）。

③ ①、②における「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいうこと（第1条の2第3項関係）。

ア ①については、学校法人の設立者である法人が子法人の意思決定機関（社員総会その他の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）における議決権の過半数を有する場合。②については、支配法人等（②の当該一の者をいう。その者が財務及び営業又は事業の

方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。以下同じ。）が学校法人の設立者である法人（イにおいて「被支配法人」という。）の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合

イ　被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合

（一）支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

（二）支配法人等によって当該構成員に選任された者

（三）当該構成員に就任した日前五年以内に（一）又は（二）に掲げる者であった者

④　役員の欠格事由として法第38条第8項第2号の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする等、成年被後見人及び被保佐人制度の改正に伴う所要の改正を行うこと（第2条第5号ハ及び第3条の2関係）。

⑤　法第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。）第113条第1項第2号に規定する役員の損害賠償責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法として文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とすること（第3条の3関係）。

ア　役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（イに定めるものを除く。）の額の会計年度（次の（一）から（三）までに掲げる場合の区分に応じ、当該（一）から（三）までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

（一）準用一般社団・財団法人法113条第1項の評議員会の決議を行った場合　当該評議員会の決議の日

（二）準用一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合　当該決議のあった日

（三）準用一般社団・財団法人法第115条第1項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（2以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

イ　次の（一）に掲げる額を（二）に掲げる数で除して得た額

（一）次に掲げる額の合計額

（Ⅰ）当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額

（Ⅱ）当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

（Ⅲ）（Ⅰ）又は（Ⅱ）に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

（二）当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）

（Ⅰ）理事長　6

（Ⅱ）理事長以外の理事であって、次に掲げる者　4

（ⅰ）寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの

（ⅱ）当該学校法人の業務を執行した理事（（ⅰ）に掲げる理事を除く。）

（ⅲ）当該学校法人の職員

（Ⅲ）理事（（Ⅰ）及び（Ⅱ）に掲げるものを除く。）又は監事　2

⑥　準用一般社団・財団法人法第113条第4項（準用一般社団・財団法人法第114条第5項及び第115条第5項において準用する場合を含む。）に規定する責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等として文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとすること（第3条の4関係）。

ア　退職慰労金

イ　当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

ウ　ア、イに掲げるものの性質を有する財産上の利益

⑦　法第47条第1項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人の状況に関する重要な事項をその内容としなければならないこと（第4条の4第4項関係）。

⑧　法第48条第1項に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとすること（第4条の5関係）。

⑨　法第63条の2の公表は、インターネットの利用により行うものとすること（第7条第1項関係）。

⑩　法第63条の2第1項第3号に規定する公表の対象となる文部科学省令で定める書類は、法第47条第1項に規定する財産目録、貸借対照表、収支

計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）とすること（第７条第２項関係）。

⑪　その他所要の改正を行うこと。

（２）留意事項

①　私立学校法施行規則（以下「規則」という。）第４条の４第４項に規定する事業報告書の内容としなければならない学校法人の状況に関する重要な事項には、次に掲げるものが含まれるものとすること。

（１）法人の概要

・建学の精神

・設置する学校・学部・学科等

・学校・学部・学科等の学生数の状況

（２）事業の概要

・主な教育・研究の概要

・中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況

（３）財務の概要

・決算の概要

・経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

②　貸借対照表、収支計算書及び事業報告書については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成16年7月23日16文科高第304号）及び「学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について（通知）」（平成25年11月27日25文科高第616号）において定めた様式参考例等を別添３～５のとおり改正したので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。

なお、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って作成した貸借対照表及び収支計算書を閲覧に供し又は公表する場合にあっては、同会計基準による様式は、補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。また、貸借対照表及び収支計算書の附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報公開に努めること。

③　法第26条第３項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧及び公表の対象となるものであること。

④　法第47条第１項及び第２項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、法第63条の２及び規則第７条に基づき公表する書類の内容は同一のものであること。

⑤　規則第４条の５において、「役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分」とは、常勤・非常勤等の区分に応じた報酬基準を策定すること、「報酬等

の金額の算定方法」とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること、「支給の方法」とは、支給の時期や支給の手段を定めること、「支給の形態」とは、現金・現物の別等を定めることが求められること。

また、別添６のとおり、役員報酬基準の参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これを参考とされたいこと。

⑥　規則第７条に基づき公表する書類等については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいこと。

２．文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年文部科学省令第31号）の一部改正

（１）改正の概要

私立学校法の改正により、寄附行為の閲覧開示、中期的な計画及び役員報酬基準等の書類の作成等が新たに義務付けられたことを踏まえ、所要の改正を行うこと。

３．施行期日

改正省令は、令和２年４月１日から施行するものとすること。ただし、第二１．（１）④の規定は、令和元年12月14日から施行するものとすること。

添付資料

【別添 1-1】学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令　条文・理由

【別添 1-2】学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令　新旧対照表

【別添 2】文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令　条文

【別添 3】貸借対照表　様式参考例

【別添 4-1】資金収支計算書　様式参考例

【別添 4-2】活動区分資金収支計算書 様式参考例

【別添 4-3】事業活動収支計算書 様式参考例

【別添 5】事業報告書　参考例

【別添 6】役員の報酬等の支給の基準　参考例

【問合せ先】
・政省令改正及び役員報酬基準について
高等教育局私学部私学行政課法規係
電話：03-5253-4111（内線 2531）
E-mail：sigakugy@mext.go.jp
・財務書類及び事業報告書について
高等教育局私学部参事官付財務調査係
電話：03-5253-4111（内線 2539）
E-mail：sigsanji@mext.go.jp

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第三項及び第十一項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第七条）

第二章　経過措置（第八条―第十条）

附則

第一章　関係政令の整備

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第七章　雑則（第二十五条―第二十七条）」を「第七章　部局の長の範囲等（第二十五条）　第八章　雑則（第二十六条―第二十八条）」に改める。

第四条第一項中「第七条第二項」の下に「及び第二十五条」を加える。

第十八条第二項中「学長」の下に「理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長）」を加える。

第六章の章名中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に改める。

第二十四条中「第三十四条の五第一項」の下に「（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「指定国立大学法人」の下に「又は指定国立大学」を加える。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しとして「（他の法令の準用）」を付する。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　部局の長の範囲等

第二十五条　準用通則法第二十六条ただし書の政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

一　大学の教養部の長

二　大学に附置される研究所の長

三　大学又は大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院の長

四　大学に附属する図書館の長

五　大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長

２　準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二　小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

三　高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手

四　特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五　幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六　専修学校の教員

附則第二条及び第三条第一号中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

（私立学校法施行令の一部改正）

第二条　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第一条、第二条第二項及び第三条」を「第二条、第三条第二項及び第四条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第三条とする。

第一条第一項中「私立学校法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）

第一条　私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

一　当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。）

二　前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

三　前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四　前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

五　当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百八十九　学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人岐阜大学（以下「旧岐阜大学」という。）及び同法附則第六条の規定により国立大学法人東海国立大学機構となつた旧国立大学法人名古屋大学（以下「旧名古屋大学」という。）

第九条の四に次の一号を加える。

百三十五　旧岐阜大学及び旧名古屋大学

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令及び障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「国立大学に」を「国立大学法人が設置する大学に」に、「国立大学の学長」を「国立大学法人の学長又は理事長」に改める。

一　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第一条第一項

二　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）第一条第一項

（国立大学法人評価委員会令の一部改正）

第五条　国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に改め、同条第二項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第六条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二号中「、国立大学法人岐阜大学」を削り、「国立大学法人電気通信大学」の下に「、国立大学法人東海国立大学機構」を加え、「、国立大学法人名古屋大学」を削る。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令の一部改正）

第七条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。

第二章　経過措置

（国が承継する資産の範囲等）

第八条　学校教育法等の一部を改正する法律（次条及び第十条第一項において「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

２　前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る承認の手続等）

第九条　改正法附則第三条第九項の規定により国立大学法人東海国立大学機構（以下この条及び附則第三項において「東海国立大学機構」という。）が行うものとされる国立大学法人岐阜大学（次条第一項及び附則第三項において「岐阜大学法人」という。）の行った事業に係る積立金の処分の業務については、東海国立大学機構の行った事業に係る積立金の処分の業務とみなして、国立大学法人法施行令第三章の規定を適用する。この場合において、同令第四条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行の日を含む」と、同項中「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあり、及び同令第五条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「令和二年六月三十日」と、同令第六条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「令和二年七月十日」とする。

（岐阜大学法人の解散の登記の嘱託等）

第十条　改正法附則第三条第一項の規定により岐阜大学法人が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

２　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

２　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の項中「第一条、第二条第二項及び第三条から第五条まで」を「第二条、第三条第二項及び第四条から第六条まで」に改める。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

３　岐阜大学法人の最終事業年度（平成三十一年四月一日に始まる事業年度をいう。）の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条の規定による環境報告書の作成及び公表については、岐阜大学法人の事業活動を東海国立大学機構の事業活動とみなして、東海国立大学機構が行うものとする。この場合において、同条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令・環境省令」と、「毎事業年度」とあるのは「平成三十一年四月一日に始まる事業年度の事業活動に係る」と、同法第十六条中「第九条第一項」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）附則第三項の規定により読み替えて適用される第九条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
環境大臣　原田　義昭

○　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）〔第二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者） 第一条　私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。 一　当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。） 二　前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 三　前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 四　前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 五　当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの	（新設）
（登記の届出等）	（登記の届出等）

第二条　都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　（略）

（都道府県知事等を経由する申請）

第三条　法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第七条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（文部科学大臣に対する協議）

第四条　（略）

（学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等）

第一条　都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は私立学校法（以下「法」という。）第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　（略）

（都道府県知事等を経由する申請）

第二条　法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第六条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（文部科学大臣に対する協議）

第三条　（略）

（学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等）

第五条　（略）

２　都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、速やかに、加除訂正をしなければならない。

３　（略）

（台帳等の保存）

第六条　（略）

（事務の区分）

第七条　第二条、第三条第二項及び第四条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四条　（略）

２　都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、すみやかに、加除訂正をしなければならない。

３　（略）

（台帳等の保存）

第五条　（略）

（事務の区分）

第六条　第一条、第二条第二項及び第三条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○文部科学省令第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日　文部科学大臣　萩生田光一

私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（私立学校法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法人が事業活動を支配する法人等） **第一条の二**　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。 ２　令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。 ３　前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。 一　学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支	［条を加える。］

配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二　被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ　支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

ロ　支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ　当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

（寄附行為認可申請手続）

第二条　法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～四　［略］

五　役員に関する次に掲げる書類

イ　役員の就任承諾書及び履歴書

ロ　役員のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ　役員が法第三十八条第八項第一号又は第二号に該当しない者であることを証する書類

六～八　［略］

2～7　［略］

（寄附行為認可申請手続）

第二条　法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～四　［同上］

五　役員に関する次に掲げる書類

イ　役員の就任承諾書及び履歴書

ロ　役員のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ　役員が法第三十八条第八項において準用する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号に該当しない者であることを証する書類

六～八　［同上］

2～7　［同上］

（役員の職務の適正な執行ができない者）

第三条の二　法第三十八条第八項第二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

［条を加える。］

（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

第三条の三　法第四十四条の二第四項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人法」という。）第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

［条を加える。］

一　役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、同条第四項の法人（以下「準学校法人」という。）。以下この条及び次条において同じ。）の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ　準用一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議を行つた場合　当該評議員会の決議の日

ロ　準用一般社団・財団法人法第百十四条第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合　当該決議のあつた日

ハ　準用一般社団・財団法人法第百十五条第一項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額

(2)　当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3)　(1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ　当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1)　理事長　六

(2)　理事長以外の理事であつて、次に掲げる者　四

(i)　寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの

(ii)　当該学校法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii)　当該学校法人の職員

(3)　理事（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）又は監事　二

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第三条の四　準用一般社団・財団法人法第百十三条第四項（準用一般社団・財団法人法第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一　退職慰労金

二　当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三　前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（財産目録等の作成）

第四条の四　法第四十七条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

2・3　［略］

4　法第四十七条第一項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、準学校法人。）の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。

（報酬等の支給の基準に定める事項）

第四条の五　法第四十八条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

［条を削る。］

（合併認可申請手続）

第六条　法第五十二条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一～五　［略］

［条を加える。］

（計算書類の作成）

第四条の四　法第四十七条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては、財務の状況に関する部分に限る。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

2・3　［同上］

［項を加える。］

第七条　削除

（合併認可申請手続）

第六条　法第五十二条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一～五　［同上］

六　合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類

イ～ハ　［略］

七～九　［略］

2・3　［略］

（公表）

第七条　法第六十三条の二の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2　法第六十三条の二第一項第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七条第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）とする。

（登記の届出等）

第十三条　令第二条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなったとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2・3　［略］

4　令第二条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第三条第一項第五号に掲げる書類及び第五条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

（学校法人及び準学校法人台帳）

第十四条　令第五条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六　合併前の学校法人又は法第六十四条第四項の法人（以下「準学校法人」という。）について、次に掲げる書類

イ～ハ　［同上］

七～九　［同上］

2・3　［同上］

［条を加える。］

（登記の届出等）

第十三条　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなったとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2・3　［同上］

4　令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

（学校法人及び準学校法人台帳）

第十四条　令第四条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条、第四条関係）		**別表第一**（第三条、第四条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第三十三条の二、第三十三条の三及び第四十七条第二項	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第三十三条の二及び第四十七条第二項
［略］		［同上］	
別表第二（第五条―第七条関係）		**別表第二**（第五条―第七条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
私立学校法	第三十三条の二、第三十三条の三、第三十七条第三項第四号、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条第一項	私立学校法	第三十三条の二、第三十七条第三項第三号及び第四十七条第一項
［略］		［同上］	
別表第三（第八条、第九条関係）		**別表第三**（第八条、第九条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
私立学校法	第三十三条の二及び第四十七条第二項	私立学校法	第四十七条第二項
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校法施行規則第二条第五号ハ及び第三条の二の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

様式参考例　　別添３

貸　借　対　照　表

年　月　日

（単位　円）

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増　　減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
（何）			
特定資産			
第２号基本金引当特定資産			
第３号基本金引当特定資産			
（何）引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウエア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
（何）			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
（何）			
資産の部合計			

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増　　減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
（何）			
流動負債			
短期借入金			
１年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
（何）			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増　　減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

注記　重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第４号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

（注）１　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

様式参考例　　別添４－１

資　金　収　支　計　算　書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

収入の部			
科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
入学金収入			
実験実習料収入			
施設設備資金収入			
（何）			
手数料収入			
入学検定料収入			
試験料収入			
証明手数料収入			
（何）			
寄付金収入			
特別寄付金収入			
一般寄付金収入			
補助金収入			
国庫補助金収入			
地方公共団体補助金収入			
（何）			
資産売却収入			
施設売却収入			
設備売却収入			
有価証券売却収入			
（何）			
付随事業・収益事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
収益事業収入			

（何）			
受取利息・配当金収入			
第３号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金収入			
雑収入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
（何）			
借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
（何）			
その他の収入			
第２号基本金引当特定資産取崩収入			
第３号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
（何）			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
（何）	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			

支出の部			
科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
人件費支出			
教員人件費支出			
職員人件費支出			
役員報酬支出			
退職金支出			
（何）			
教育研究経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
奨学費支出			
（何）			
管理経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
（何）			
借入金等利息支出			
借入金利息支出			
学校債利息支出			
借入金等返済支出			
借入金返済支出			
学校債返済支出			
施設関係支出			
土地支出			
建物支出			
構築物支出			
建設仮勘定支出			
（何）			
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出			
管理用機器備品支出			

図書支出			
車両支出			
ソフトウエア支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第２号基本金引当特定資産繰入支出			
第３号基本金引当特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
〔予備費〕	（　　）		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

(注) １　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

３　予算の欄の予備費の項の（　）内には、予備費の使用額を記載し、（　）外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

様式参考例　　別添４－２

活　動　区　分　資　金　収　支　計　算　書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

		科　　目	金　　額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
		調整勘定等	
	教育活動資金収支差額		
		科　　目	金　　額
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第２号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第２号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
		差引	
		調整勘定等	
	施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額)			

		科　　目	金　　額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第３号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計	
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第３号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		収益事業元入金支出	
		(何)	
		小計	
		借入金等利息支出	
		(何)	
		その他の活動資金支出計	
	差引		
	調整勘定等		
	その他の活動資金収支差額		
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

（注）１　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

３　調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

様式参考例　　別添４－３

事　業　活　動　収　支　計　算　書

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（単位　円）

		科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		（何）			
		手数料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		（何）			
		寄付金			
		特別寄付金			
		一般寄付金			
		現物寄付			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		（何）			
		付随事業収入			
		補助活動収入			
		附属事業収入			
		受託事業収入			
		（何）			
		雑収入			
		施設設備利用料			
		廃品売却収入			
		（何）			
		教育活動収入計			
		科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
		人件費			
		教員人件費			
		職員人件費			

事業活動支出の部	役員報酬			
	退職給与引当金繰入額			
	退職金			
	（何）			
	教育研究経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	奨学費			
	減価償却額			
	（何）			
	管理経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	減価償却額			
	（何）			
	徴収不能額等			
	徴収不能引当金繰入額			
	徴収不能額			
	教育活動支出計			
教育活動収支差額				

教育活動外収支 事業活動収入の部	科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
	受取利息・配当金			
	第３号基本金引当特定資産運用収入			
	その他の受取利息・配当金			
	その他の教育活動外収入			
	収益事業収入			
	（何）			
	教育活動外収入計			
事業活動支出の部	科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
	借入金等利息			
	借入金利息			
	学校債利息			
	その他の教育活動外支出			
	（何）			
	教育活動外支出計			
教育活動外収支差額				
経常収支差額				

		科　　目	予　算	決　算	差　異
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額			
		（何）			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		（何）			
		特別収入計			
		科　　目	予　算	決　算	差　異
	事業活動支出の部	資産処分差額			
		（何）			
		その他の特別支出			
		災害損失			
		過年度修正額			
		（何）			
		特別支出計			
	特別収支差額				
〔予備費〕			（　　）		
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計			△	△	
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					

（参考）

事業活動収入計			
事業活動支出計			

（注）１　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

３　予算の欄の予備費の項の（　）内には、予備費の使用額を記載し、（　）外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

参考例　　別添５

事業報告書

１．法人の概要

(1)基本情報

①法人の名称

②主たる事務所の住所、電話番号、ＦＡＸ番号、ホームページアドレス等

(2)建学の精神

(3)学校法人の沿革

(4)設置する学校・学部・学科等

(5)学校・学部・学科等の学生数の状況

（〇〇年５月１日現在）

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
大学	〇〇学部				
	××学部				
短期大学	△△学科				

(6)収容定員充足率

（毎年度５月１日現在）

学校名	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
大学					
短期大学					

(7)役員の概要

・定員数、役員の氏名、就任年月日、常勤・非常勤の別、主な現職等

(8)評議員の概要

・定員数、評議員の氏名、就任年月日、主な現職等

(9)教職員の概要

・教職員の本務・兼務別の人数、平均年齢等

(10)その他

・系列校の状況

２．事業の概要

(1)主な教育・研究の概要

・「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」

(2)中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び事業計画の進捗・達成状況

(3)その他

３．財務の概要

(1)決算の概要

①貸借対照表関係

ア)貸借対照表の状況と経年比較

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
固定資産					
流動資産					
資産の部合計					
固定負債					
流動負債					
負債の部合計					
基本金					
繰越収支差額					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

イ)財務比率の経年比較

・運用資産余裕比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率、積立率等

②資金収支計算書関係

ア)資金収支計算書の状況と経年比較

収入の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
学生生徒等納付金収入					
手数料収入					
寄付金収入					
補助金収入					
資産売却収入					
付随事業・収益事業収入					
受取利息・配当金収入					
雑収入					

借入金等収入					
前受金収入					
その他の収入					
資金収入調整勘定					
前年度繰越支払資金					
収入の部合計					

支出の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
人件費支出					
教育研究経費支出					
管理経費支出					
借入金等利息支出					
借入金等返済支出					
施設関係支出					
設備関係支出					
資産運用支出					
その他の支出					
資金支出調整勘定					
翌年度繰越支払資金					
支出の部合計					

イ）活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

科　目		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動による資金収支						
	教育活動資金収入計					
	教育活動資金支出計					
	差引					
	調整勘定等					
	教育活動資金収支差額					
施設整備等活動による資金収支						
	施設整備等活動資金収入計					
	施設整備等活動資金支出計					
	差引					
	調整勘定等					
	施設整備等活動資金収支差額					

小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）					
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計					
その他の活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
その他の活動資金収支差額					
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）					
前年度繰越支払資金					
翌年度繰越支払資金					

ウ）財務比率の経年比較

・教育活動資金収支差額比率

③事業活動収支計算書関係

ア）事業活動収支計算書の状況と経年比較

科　目		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動収支	事業活動収入の部					
	学生生徒等納付金					
	手数料					
	寄付金					
	経常費等補助金					
	付随事業収入					
	雑収入					
	教育活動収入計					
	事業活動支出の部					
	人件費					
	教育研究経費					
	管理経費					
	徴収不能額等					
	教育活動支出計					
	教育活動収支差額					

教育活動外収支	事業活動収入の部					
	受取利息・配当金					
	その他の教育活動外収入					
	教育活動外収入計					
	事業活動支出の部					
	借入金等利息					
	その他の教育活動外支出					
	教育活動外支出計					
	教育活動外収支差額					
経常収支差額						
特別収支	事業活動収入の部					
	資産売却差額					
	その他の特別収入					
	特別収入計					
	事業活動支出の部					
	資産処分差額					
	その他の特別支出					
	特別支出計					
	特別収支差額					
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計						
当年度収支差額						
前年度繰越収支差額						
基本金取崩額						
翌年度繰越収支差額						

（参考）

事業活動収入計					
事業活動支出計					

イ)財務比率の経年比較

・人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率、学生生徒等納付金比率、経常収支差額比率等

(2)その他

①有価証券の状況

・種類、貸借対照表計上額、時価、差額等

②借入金の状況

・借入先、期末残高、利率、返済期限等

③学校債の状況

・発行年度、本年度末残高、利率、償還期限等

④寄付金の状況

⑤補助金の状況

⑥収益事業の状況

⑦関連当事者等との取引の状況

ア)関連当事者

・役員・法人等の名称、資本金又は出資金、事業内容又は職業、関係内容（役員の兼任等・事業上の関係)、取引の内容等

イ)出資会社

・会社の名称、事業内容、資本金等、出資割合、取引の内容、役員の兼任・報酬の有無等

⑧学校法人間財務取引

・学校法人名、取引の内容、取引金額等

(3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

参考例　　別添６

役員の報酬等の支給の基準

（目的）

第１条　この規程は，学校法人〇〇学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第〇条の規定に基づき，役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは，理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは，法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員とは，常勤の役員以外の者をいう。

(4) 役員の報酬等とは，報酬，賞与，退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって，その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には，職員給与規程に基づくものを含まない。

(5) 費用とは，役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費，宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員に対しては，次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員　報酬〔，賞与，退職慰労金〕

(2) 非常勤の役員　報酬

※無報酬とする場合は，その旨を定める必要がある。

（報酬等の額の算定方法）

＜例１＞

第４条　常勤の役員に対する報酬等の額は，次に掲げる報酬等の区分に応じ，当該各号に定める範囲内で，理事会において決定する。

(1) 報酬　別表第１に定める額

(2) 賞与　別表第３に定める算式により算出される額（※支給する場合）

(3) 退職慰労金　別表第４に定める算式により算出される額(※支給する場合)

２　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第５に定める額とする。

＜例２＞

第４条　常勤の役員の報酬月額は，別表第２の俸給表のとおりとし，各役員の報酬月額は俸給表のうちから，理事会において決定する。

〔２　常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第３及び第４に定める算式により算出される額の範囲内で，理事会において決定する。〕

３　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第５に定める額とする。

＜例３＞

第４条　常勤の役員に対する報酬総額（年額，賞与を含む。）は○○円とし，その範囲内で理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

〔２　常勤の役員の退職慰労金は別表４に定める算式により算出される額の範囲内で，理事会において決定する。〕

３　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第５に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は，次の各号による報酬等の区分に応じて，当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬　毎月○日（ただし，支給日が土日，祝祭日にあたる場合は，翌営業日に支払うものとする。）

〔(2) 賞与　毎年○月及び○月〕

〔(3) 退職慰労金　任期の満了，辞任又は死亡により退職した後○か月以内〕

２　非常勤の役員に対する報酬は，理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度，支給する。

３　報酬等は，現金により本人に支給する。ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

４　報酬等は，法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金，積立金等を控除して支給する。

（費用）

第６条　役員には，別に定める旅費規程に基づいて，旅費を支給する。

２　役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに常勤の役員に就任した者には，その日から報酬を支給する。

２　常勤の役員が退任し，又は解任された場合は，前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任，退任，又は解任の場合の報酬額については，その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第８条　この規程により，計算金額に１円未満の端数が生じたときは，その端数金額が 50 銭未満であるときは，これを切り捨て，その端数金額が 50 銭以上であるときは，これを１円に切り上げるものとする。

（公表）

第９条　この法人は，この規程をもって，私立学校法第 63 条の２第４号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の議決を経て，別に定める。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附則　この規程は，令和〇年〇月〇日より施行する。

別表第１（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 〇〇円
常務理事	月額 〇〇円
理事	月額 〇〇円
監事	月額 〇〇円

別表第２（常勤の役員の報酬）

号俸	理事長	常務理事	理事	監事
1	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
2	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
3	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
4	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

5	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円
6	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円
7	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円
8	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円
9	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円
10	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円	月額 ○○円

別表第３（常勤の役員の賞与）

●月の賞与	報酬月額×○か月分
■月の賞与	報酬月額×○か月分

別表第４（常勤の役員の退職金慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は１か年単位とし，端数は月割りとする。ただし，１か月未満は１か月に切り上げる。

別表第５（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	○○円
上記の他，法人業務のための勤務	○○円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	○○円
上記の他，法人業務のための勤務	○○円